

いじめ防止基本方針

児童が、学校で安心して学び生活できるよう学校全体でいじめ問題に対峙するため、ここに基本的な理念や体制を整備するものである。

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるもの」〈いじめ防止法における定義〉である。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って考える。

2 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 児童一人一人が、互いに認められ思いやる雰囲気作りに努める。
- (2) 分かりやすい授業作りや行事への取り組みを通して、達成感や成就感を味わわせ、自己有用感や自尊感情を育むことができるようにする。
- (3) 道徳教育を通して、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- (4) 児童会行事や縦割り活動、親子での交流活動、祖父母参観、地域との合同行事など、一緒に楽しめる活動を工夫することで、人とのかかわり繋がる喜びを感じさせるとともに、コミュニケーション能力を育てる。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けた取り組み

(1) 早期発見のための手だて

- ① いじめは、どこでも起こりうるものとの基本的な認識のもと、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うとともに、アンケート調査などを活用し、児童の小さな変化を見逃さないように努める。
- ② 月ごとの児童理解のための情報交換時、全職員で日常的な児童の様子を情報交換する。
- ③ 毎月1回いじめアンケートを実施し、いじめの実態や児童の人間関係を把握する。
- ④ 学期に2回程度、鳴瀬児童館の職員と情報交換を行う。

(2) 早期解決のための手立て

- ① 教育相談の充実
 - ・ 児童や保護者が、いつでも、どこでも、誰にでも、気軽に相談できるような環境づくりに努める。
 - ・ 児童と担任との教育相談を行う。(6月・11月・2月実施)
 - ・ 保護者と担任との教育相談期間を設定する。(7月実施)

- ・ 毎月 1 回，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校に合わせて，教育相談を行う
- ② 教育相談の留意点
 - ・ 相談者への共感的な立場に立って話を聞き，対応を考える。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内組織

- ① 生徒指導協議会（職員会議時）
 - 児童理解のための月ごとの情報交換を通して，問題の早期発見に努める。
- ② 生徒指導委員会
 - 構成員 教頭，教務主任，いじめ不登校担当，生徒指導主任，養護教諭，学年棟代表（上・下）
 - 教師と児童，児童相互の人的な触れ合いを図り，全ての児童が楽しく充実した生活を営み，個性の伸長を図ることができるよう協議する。（必要に応じて開催）
- ③ いじめ問題解決のためのケース会議
 - 構成員…校長，教頭，教務主任，生徒指導担当，特別支援コーディネーター，養護教諭，該当学級担任
 - 問題の把握と解決にあたる。必要に応じて外部機関への相談を行い，解決や対応にあたる。（必要に応じて開催）

(2) 家庭や地域との連携

- ① 大柳ハロー委員会（いじめ対策委員会）
 - 構成員…校長，教頭，教務主任，いじめ不登校担当，学級担任，養護教諭，PTA 代表，警察関係者，青少年補導員，主任児童委員（その他 必要に応じて）
 - 学校・地域社会・関係行政機関との連携を密にし，「いじめ」の根絶を目的として，その実情を的確に把握し，望ましい生活態度について具体的に協議する。（必要に応じて開催）
- ② 学級懇談 年 4 回
- ③ 家庭訪問 4 月
- ④ 担任と保護者による教育相談 随時

(3) 専門機関との連携

悩みや不安を抱えている保護者には，専門機関へのカウンセリングを勧めるとともに，学校としても専門機関への相談を通し，児童が安心して生活できる環境づくりと問題解決に努める。